

## 演題登録における利益相反の開示、倫理面への配慮に関して

### 倫理的配慮に関して

ご登録いただく演題が倫理的配慮のもとに行われたものであることを抄録本文中に必ず明記して頂く必要があります。

例)

- ・本件研究参加者には、研究目的、方法、参加は自由意志で拒否による不利益はないこと、個人情報保護については文書と口頭で説明を行い、同意を得た。
- ・発表にあたり、A 氏のプライバシー保護に配慮し、本人とご家族から書面にて同意を得た。
- ・本研究は、当施設の倫理委員会の承認を得て、患者が特定されないよう配慮した。

### 利益相反に関して

ご登録いただく演題に対し、利益相反の有無のご申告が必要となります。もし利益相反がある場合は開示して頂く必要があります。

例)

本演題に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

本発表に関連指定、過去○年間に△社から研究費、▽社から講演料の援助を受けている

私の今回の演題に関して、開示すべき利益相反状態は以下の通りです。

研究費：A 社、B 社、C 社

以上に関して詳細に関しては下記を参考にしてください

- ・ 日本精神神経学会倫理ガイドライン  
[https://www.jspn.or.jp/modules/about/index.php?content\\_id=49](https://www.jspn.or.jp/modules/about/index.php?content_id=49)
- ・ 日本精神病院協会  
<https://www.nisseikyo.or.jp/about/rinri.php>[倫理]  
<https://www.nisseikyo.or.jp/about/coi.php>[利益相反]
- ・ 一般社団法人日本医学会連合「各学会活動における個人情報の取り扱いと配慮について」  
<http://www.jmsf.or.jp/files/privacy01.pdf>
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）  
[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530\\_personal\\_law.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/290530_personal_law.pdf)